

当社に関わるすべての皆様へ

2026 年 9 月 16 日
パリノ・サーヴェイ株式会社

ハラスメント防止に関する基本方針（ハラスメント防止宣言）

日産化学グループの「行動指針」では、「従業員の個性と人格を尊重し、健康を推進するとともに、明るく働きやすい職場を作る」ことを掲げています。

当社ではこの指針に基づき、すべての人が互いの人格と個性を尊重し、安全かつ健康に働ける環境を維持することを、重要な責務と位置づけています。

当社は、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等や育児・介護休業等に関するハラスメント、およびカスタマーハラスメントを一切許容しません。求職活動等における求職者等へのセクシュアルハラスメントについても同様です。当社に関わるすべての人が安心して働き、活動できる環境を実現するため、ここに本方針を宣言します。

1. 適用範囲

本方針は、正社員、契約社員、パートタイム労働者、アルバイトなど、当社が雇用するすべての従業員に適用します。また、当社で就業する派遣労働者にも、本方針に基づいて対応します。役員も本方針の趣旨を踏まえ、ハラスメントの防止と相談への適切な対応に取り組みます。

当社の従業員が、求職者等、顧客、取引先、他社の従業員その他の業務上関係する者に対してハラスメントを行うことも禁止します。また、これらの方から当社の従業員に関する相談があった場合は、本方針に基づき、誠実かつ公正に対応します。

2. 当社が禁止するハラスメント行為

当社は、雇用管理上の責務および社会的責任を果たすため、次に掲げる行為のほか、個人の尊厳を傷つけ、就業環境または心身の健康を害する一切の行為を禁止します。

【パワーハラスメント】職場において行われる、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されるもの

【セクシュアルハラスメント】職場において行われる、従業員の意に反する性的な言動に対する対応により、その従業員が労働条件について不利益を受ける、または性的な言動により従業員の就業環境が害されるもの

【求職者等に対するセクシュアルハラスメント】求職活動等において、当社の従業員による性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されるもの

【妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント】職場において、上司や同僚による妊娠・出産等に関する言動、または育児休業・介護休業等の制度もしくは措置の利用に関する言動により、従業員の就業環境が害されるもの

【カスタマーハラスメント】顧客、取引の相手方その他の当社の事業に関係を有する者から、業務の性質や状況に照らして社会通念上許容される範囲を超える言動を受け、従業員の就業環境が害されるもの

【その他のハラスメント】法的な名称の有無にかかわらず、他者の尊厳を傷つけ、精神的・身体的苦痛を与え、または就業環境を害する一切の行為

3. 会社の姿勢と取り組み

① 方針の明確化と周知・啓発

ハラスメントを許さない方針を社内外に周知し、従業員への教育・啓発を継続します。また、カスタマーハラスメントに対しては、従業員の安全と良好な就業環境を守るため、正当な苦情・要望には適切に対応するとともに、社会通念上許容される範囲を超える言動に対しては、毅然と対応します。求職活動等については、面談や連絡に関するルールを定め、従業員と求職者等の双方に周知します。

② 相談体制の整備とプライバシーの保護

ハラスメントに関する相談や苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置し、担当者が適切に対応できる体制を整えます。相談者、行為者および協力者のプライバシー、名誉その他の人権を十分に尊重し、相談内容および個人情報を適切に管理します。

③ 迅速かつ適切な事後対応

相談があった場合は、事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害を受けた方に必要かつ適切な配慮を行います。ハラスメントの事実が確認された場合は、行為者の属性、事案の内容に応じ、就業規則その他の社内規程に基づく処分、相手方への申入れ、取引・契約関係の見直しその他必要な措置を適正に講じ、速やかに再発防止に努めます。

④ 不利益な取扱いの禁止

相談したこと、または事実関係の確認に協力し、事実を述べたことを理由として、相談者や協力者に対し、解雇その他の不利益な取扱いを行いません。

4. 相談・苦情受付窓口

ハラスメントの被害に遭った場合や、ハラスメントと思われる行為を見聞きした場合は、以下の窓口にご連絡ください。被害を受けたご本人だけでなく、行為を見聞きした第三者からの相談・通報も受け付けます。また、当社の従業員に限らず、求職者等、取引先その他の関係者からの相談にも対応します。

● 各職場の上司

※身近な上司への相談や報告を希望する場合にご利用ください。上司に相談しにくい場合は、総務部の相談窓口へ直接ご連絡ください

● 総務部（窓口責任者：総務部長）

相談方法（専用メール）：helpline_☆_palyno.co.jp

「_☆_」を「@」に置き換えて送信してください。

※上司に直接相談しづらい場合のほか、求職者等、取引先その他の社外関係者からの相談や、匿名での相談も受け付けます。相談者および関係者のプライバシーを保護するため、相談内容と個人情報を適切に管理します。